パートナーシップ宣誓証明書・ 証明カード返還届

小豆島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを返還します。

返還の理由(いずれかに○をつけてください。)

- 1. 宣誓者の意思によるパートナーシップの解消
- 2. 宣誓者の死亡
- 3. 宣誓者が町内に住所を有しなくなった又は婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなった
- 4. 宣誓した時点において宣誓の証明を受けるための要件に該当していなかった

		牛	月	Ħ
(宣誓者)	(宣誓者)			
住 所	住 所			
氏 名	 氏 名			
通 称 名	通称名			
生年月日	生年月日			
(代筆者)				
<u></u>	E 所			
<u> </u>	名			

備考

- 1 届出は、宣誓者に限るものとし、届出者が自ら記入すること。ただし、届出者が自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 いずれか一方のみの届出の場合は、相手に返還届を提出した旨を自ら通知すること。